

豪雪地帯対策

豪雪地帯は、積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている状況にあり、昭和36年の豪雪を契機として雪害対策の抜本的拡充の必要性が強く認識されたこと、雪害の多発する地域の各団体より雪害防除と地域振興のための特別立法を求める運動が根強く続けられたこと等を背景として、昭和37年に豪雪地帯対策特別措置法が制定され、今日に至っている。

本道の豪雪地帯においては、北方型住宅の普及啓発や道営住宅における耐雪スペースの確保など、快適な冬の生活を過ごせるよう整備が進められてきたほか、防雪柵・雪崩柵などの防雪施設の整備や道路除排雪・凍結防止剤の散布など、冬期間における安全な交通の確保が図られてきているが、一方で、少子・高齢化や環境対策などの面から、高い耐久性や安全・安心、健康、環境との共生などに対応した住まいづくりに向けた取組みや安全な冬期交通の確保を図る観点から、冬期間交通の円滑化、交通事故を防止する取組みなどが求められており、こうした本道の豪雪地帯におけるさまざまな課題を踏まえ、冬をより快適にする生活環境の整備を進めるとともに、冬を生かし冬を楽しむライフスタイルの形成に向け、さまざまな取組みを進めることとしている。

1 豪雪地帯及び特別豪雪地帯の要件

(1) 豪雪地帯

国土審議会の意見を聴いて、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定

指定基準 ~ 豪雪地帯の指定基準に関する政令（昭和38年10月7日付け政令第344号）ほか

豪雪地域（昭和37年の積雪の終期までの30年以上の期間における累年平均積雪積算値が5,000cm日以上地域）がある道府県又は市町村で次のいずれかに該当するもの

ア 豪雪地域が2 / 3以上の道府県又は市町村

イ 豪雪地域が1 / 2以上で道府県庁所在市の全部又は一部が豪雪地域である道府県

ウ 市役所、町村役場、1・2級国道、道路法第56条に基づく主要な道府県道・市道又は国鉄(当時)の駅のいずれかが豪雪地域にある市町村

エ 豪雪地域が1 / 2以上で市町村境界線の2 / 3以上が上記ア～ウまでのいずれかに接している市町村

(2) 特別豪雪地帯

国土審議会の議決を経て、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定

指定基準 ~ 特別豪雪地帯の指定基準（昭和54年3月20日付け内閣総理大臣決定）

次の要件を備えた市町村

ア 積雪の度の要件

(ア) 昭和33年から昭和52年までの20年間に於ける累年平均積雪積算値15,000cm以上の地域が当該市町村の区域の1 / 2以上である市町村又はその区域内に市役所若しくは町村役場が所在する市町村であること

(イ) 昭和33年から昭和52年までの20年間に於ける累年平均積雪積算値が最高の地域に於ては20,000cm日以上、最低の地域に於ては5,000cm日以上で、かつ、単位面積当たりの累年平均積雪積算値が10,000cm以上の市町村であること

イ 積雪による住民の生活の支障の要件

積雪による自動車交通の途絶の状況、医療、義務教育及び郵便物の集配の確保の困難性、財政力並びに集落の分散度の各要素について、その実情を総合的にみて、住民の生活の支障度が著しい市町村であること

2 豪雪地帯及び特別豪雪地帯市町村一覧（平成19年4月1日現在）

(1) 豪雪地帯

北海道全市町村

(2) 特別豪雪地帯

支庁	市町村数	市町村名 * ()内は当該市町村の一部において、特別豪雪地帯を有する市町村を示す。
石狩	3	(石狩市)、当別町、新篠津村
渡島	3	木古内町、八雲町、長万部町
檜山	3	厚沢部町、今金町、(せたな町)
後志	15	黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村
空知	17	(岩見沢市)、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、深川市、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町
上川	17	士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、当麻町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
留萌	9	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町
宗谷	6	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町
網走	7	津別町、清里町、(遠軽町)、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
胆振	3	(伊達市)、豊浦町、(洞爺湖町)
日高	0	
十勝	1	新得町
釧路	0	
根室	2	中標津町、標津町
合計	86	(全道市町村の約48%)

3 豪雪地帯対策特別措置法による主な施策

区分	法による施策	関係条文	豪雪及び特別豪雪地帯を対象とする(又は関連する)施策
財政	財政上の措置 地方債についての配慮 国の負担割合の特例等	第11条 第11条の2 第15・16条	補助率等の高上げ及び採択基準の緩和 1 農業農村整備事業(土地改良総合整備、一般農道、防災ダム等) 2 小中学校等の本校の校舎等の危険建物改築 3 小中学校建物新增改築事業 特別措置
行政	関係機関等の協力 助言及び調査 工事の早期着手等についての配慮 克雪住宅の普及促進 快適で魅力ある地域社会の形成 豪雪地帯に適した産業の育成等 総合的な雪情報システムの構築 特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例	第12条 第12条の2 第13条 第13条の2 第13条の3 第13条の4 第13条の5 第14条	1 基幹的市町村道改築の道県代行事業 2 小中学校等の分校の校舎等新增築 3 小中学校等の分校の校舎等及び寄宿舎の危険建物改築 4 小中学校の寄宿舎の新增築及び教職員宿舎の建築 豪雪地帯等に限り行われる事業 1 個性と活力に満ちた雪国創造事業 2 特別豪雪地帯先導的産業導入推進事業 3 特定地域保健医療システム 4 医療用雪上車の整備補助(患者輸送用雪上車、医療用小型雪上車等) 5 民間社会福祉施設の除雪費補助 6 浄化槽設置整備事業 7 浄化槽市町村整備推進事業 8 通年雇用奨励金制度 9 冬期雇用安定奨励金制度 10 冬期技能講習助成給付金制度 11 雪寒道路事業 12 街路事業(スノートピア道路事業) 13 治山事業(消流雪用水導入事業、雪対策ダム事業、雪対策砂防モデル事業) 14 下水道事業(新世代下水道支援事業制度の一部) 15 雪崩対策事業 16 総合雪崩対策モデル事業 17 雪に強い公園づくり 一般単独事業債(豪雪対策事業、自然災害防止事業)
金融	資金の確保等	第11条の3	地域産業の振興を通じて、雇用機会の確保・増大を図るための融資制度 住宅金融公庫融資における割増貸付 公営住宅整備事業における標準工事費の加算 高床式住宅についての建築基準法上の特例 公営住宅の入居者資格の特例及び譲渡に係る制限の緩和
税制			所得税における屋根雪処理等の雑損控除 高床式住宅についての各種住宅税制の適用に係る床面積の算定 固定資産の評価における積雪寒冷補正 個人住民税の豪雪等災害に係る雑損控除 自動車税の税率の特例 地方交付税算定における寒冷地補正(積雪度)